

平成 23 年度指定

津山松平藩主所用輿（つやま まつだいらはんしゅ しょう こし）

この輿は、津山藩主が衣冠束帯姿で登城する際に用いたものです。

本体は切妻造、妻入で、背面と左右を茶漆で塗られた板で覆った塗輿の板輿で、正面と側面の長物見に簾が付きます。棟には「三つ葉葵」紋の入った金具があり、左右の轆の前後 2 箇所には金具が付き、これに通した布を輿丁が肩から掛けたと思われます。大きさは、長さ 424cm × 横 121.5cm × 高さ 137cm を測ります。

従来、武家では特別な例を除き、輿を使用していませんでしたが、文化 14 年（1817）の仁孝天皇の即位を控えた前年

の 4 月に、御三家を初めとした従四位以上の大名に限り使用を許可したことが、「徳川禁令考」に出ており、その中に「松平越後守（齊孝）」の名があります。

全国 300 以上ある大名家の中で、輿の使用を許可されたのは 22 家だけであり、中でも現存するのは少ないと思われ、非常に貴重な資料といえるものです。（平成 23 年 4 月 26 日指定）



津山松平藩主所用乗物（つやま まつだいらはんしゅ しょう のりもの）

この乗物は、津山藩主が参勤交代の道中に用いたものです。外壁はほぼ全面、総網代に溜塗とし、屋根の上に長さ 472.2cm の黒漆塗りの棹が付き「渋色網代黒塗長棒」と呼ばれました。

江戸市中では將軍や御三家などしか使用できない格式の高い仕様ですが、参勤交代の道中では普段より

格式の高いものを使用する例もあったことが近世後期の風俗誌である「守貞漫稿」に記されています。

大きさは、長さ 472.2cm × 横 121.5cm × 高さ 94.7cm を測るもので、津山藩主 松平齊孝が 10 万石加増後の文政元年（1818）に入国の際の行列図に同種と見られる乗物が描かれています。

女性用の乗物では、婚礼道具の一つとして大切に残されている例を見受けませんが、男性用の場合は日常的に使うため、消耗品として扱われ、ほとんど残っていません。随所に痛みは見られるものの、この乗物は貴重な歴史資料であるといえます。（平成 23 年 4 月 26 日指定）



平成 23 年度指定

荻田家住宅及び酒造場（かんだけじゅうたく および しゅぞうじょう）

荻田家は、宝暦 8 年（1758）に、6 代・治七郎が造酒屋を始めて、荻田屋と号しました。当家所蔵の『享保年間津山町絵図』では、「間口 4 間半」と記されています。良質の水と、岡山県産の酒米を用いて醸造する清酒「諸白」の醸造元です。

津山市城東地区の町並みの中で最大規模の町屋であり、かつ、酒造場の建物群をほぼ完全に残しています。また、津山城下町で、江戸期に遡る酒蔵のなかで現存する唯一のもので、これらの建造物や庭は、江戸時代の町屋や酒造場の構造を知るうえで欠かせないものです。

主屋は、寛政 2 年（1790）の建築とされ、その後天保年間（1829～1844）明治時代に大きな改修が行われたとみられます。現在の表構えは明治時代に改装されたもので、城東地域でひときわ目立つ三階建の望楼についても明治時代に増築されたものです。

蔵は 1 番蔵から 7 番蔵まであり、寛政～天保期の建築とみられます。

敷地の南西部分に位置する庭は、町屋につくられた庭園として現存する数少ないもののひとつです。これは、居宅と土蔵の間にあるもの坪庭で、鶴亀石や、富士山を表現したとされる庭石が配されています。具体的な年代は不明ですが、江戸時代から明治時代の築庭と推測されるものです。

さらに敷地の南には桁行 15 間、梁行 4 間の長屋があり、その門は商家では珍しい長屋門の形態をとるものです。

間口 14 間半、奥行 17 間に及ぶこの町屋の構えは、格子・出格子・なまこ壁

・袖壁・杉玉・煙出しなど、酒造りが盛んだった江戸期を偲ばせる風景を形成し、また、表の町屋と奥の酒造場を一体とした江戸期の酒造業の形態をよく残しています。

（平成 23 年 8 月 23 日指定）



庭園、居宅および望楼外観（西から）



庭園と酒蔵（北西から）



酒蔵内部